

## 令和6年度 静岡市SDGs連携アワードについて

### 1 目的

地域課題解決に向け、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）の目標17（パートナーシップで目標を達成しよう）を通じた事業所・団体間の連携した取組を増やすことを目的とし、SDGs達成に向けて行われる取組のうち、事業所・団体間の連携を誘引しやすく、汎用性の高い取組を行っている2以上の異なる事業所・団体によるグループを表彰する。

### 2 公募の対象

地域課題解決に向け、SDGs達成に資する取組を行う2以上の異なる事業所・団体から構成されるグループを対象とする。また、応募は取組単位とし、1グループにつき1件までとする。

ほか構成されるグループの事業所・団体が下記（1）～（5）の全てを満たすこと

- （1）原則として事業・活動拠点を日本国内に有すること。
- （2）取組内容（事業所名又は団体名を含む）の公表、事例集への掲載が可能であること。
- （3）過去の「静岡市SDGs連携アワード」において応募したグループ、取組と同一でないこと。ただし、同一グループによる別の取組の応募は可能とする。
- （4）賞金が授与された場合において、それら賞金を当該取組の継続、発展等のために有効活用し、別に定める「実績報告シート」の提出が可能であること。
- （5）暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当せず、かつ、それらと密接な関係を有するものでないこと。

### 3 応募書類等について

本アワードに応募するためには、別に定める「応募シート」及び「暴力団排除に関する誓約の一覧」を提出しなければならない。また、応募書類の提出があったグループに対して、静岡市が暴力団排除に関する確認をするために履歴事項全部証明書等必要書類を求めた際は、それらを提出しなければならない。

### 4 表彰の方法及び種類

- （1）表彰は表彰状及び賞金を授与して行う。なお、賞金は受賞したグループのうち、代表となる事業所・団体に授与し、その分配については受賞したグループ内の事業所・団体で対応する必要がある。
- （2）表彰部門及び賞金額は以下のとおり。各表彰部門につき、1グループが対象となる。なお、1グループが複数の部門（大賞を除く）を受賞することがある。
- （3）賞金は、受賞した取組の継続、発展のための活動に有効活用することとし、受賞した取組とは関連のない事業、活動資金には充てないこと。

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 大 賞 | —                | 25 万円   |
| 部門賞 | ローカルビジネス部門       | 各 10 万円 |
|     | ローカルアクション部門      |         |
|     | パートナーシップ部門       |         |
|     | ユースアクション部門       |         |
| 特別賞 | SDGs ローカルハブ都市特別賞 |         |

## 5 表彰対象グループの決定

静岡市は、公募にて求める応募書類の提出があったグループの中から、下記 6 で定める選考委員会の報告・意見を聴いて、表彰対象グループを決定する。

## 6 選考委員会

- (1) 選考委員会は、環境、経済、社会、教育分野等に関係する有識者、学識経験者及び市職員等から構成する。
- (2) 選考委員会は、上記 5 に基づき、各表彰部門の受賞にふさわしいグループを選考し、静岡市に報告する。

## 7 表彰の事務

表彰に関する事務は、静岡市関係局の協力を得て、同市総合政策局企画課で行う。

## 8 評価項目及び基準

別に定める「応募シート」の記載内容を踏まえ、下表中の該当する各項目について、4 段階の基準で評価を行う。また、それら評価に加え、SDGs 達成に向けた寄与及びインパクトの度合い等を考慮し、総合的に表彰対象を選考する。

### (1) 評価項目表

|          | 項目  | 着目点                                                                           |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 汎用性      | 連携性 | 様々な分野（産学公民）による連携が行われているか<br>・ 様々な事業所・団体が参加しやすいか<br>・ 限られた事業所・団体でのみ連携可能な取組でないか |
|          | 普遍性 | 幅広い分野・地域の課題に着目しており、持続可能な取組といえるか<br>・ 特定の事業所・団体のみが抱える課題解決でないか                  |
| For SDGs | 効果  | 17 の目標の達成に貢献できるか<br>・ 環境、経済、社会のいずれも目標達成に貢献しているか<br>・ SDGs の普及、啓発だけにとどまっていないか  |
|          | 新規性 | 目新しさ・ユニークさがあるか<br>・ 他で知られていないような取組又は挑戦的な取組か                                   |

### (2) 評価基準

#### 【汎用性】

| 評価 | 評価基準          |
|----|---------------|
| A  | 特に高い汎用性が認められる |
| B  | 高い汎用性が認められる   |
| C  | 一定の汎用性が認められる  |
| D  | 汎用性が認められない    |

#### 【for SDGs】

| 評価 | 評価基準                |
|----|---------------------|
| A  | 特に優れた寄与・インパクトが認められる |
| B  | 優れた寄与・インパクトが認められる   |
| C  | 一定の寄与・インパクトが認められる   |
| D  | 寄与・インパクトが認められない     |

## 9 その他

- (1) 地域課題解決に向けた事業所・団体間の連携した取組を増やすため、表彰の有無に関わらず、SDGs 達成に資するグループの取組（応募シート）をまとめ、事例集として公表、配布を予定している。ただし、応募状況又はその取組内容等に応じて本事例集に不掲載となることがある。
- (2) 構成されるグループの事業所・団体が「2 公募の対象(5)」に反することが判明した場合若しくはその他不正又は不誠実な行為等があった場合は、応募を無効とすることがある。